

平成29年度 第2回岐阜県消費生活安定審議会 議事録
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：平成30年2月22日（木）
13:30～15:00
場所：OKBふれあい会館409特別会議室

○出席委員名

大藪 千穂（岐阜大学教育学部教授）
柏田 健次郎（中日新聞岐阜支社報道部長）
日比 純子（大垣市立日新小学校校長）
御子柴 慎（岐阜県弁護士会）
箕浦 由美子（岐阜新聞社生活文化部長）
三輪 聖子（岐阜女子大学家政学部教授）
馬淵 ひとみ（岐阜県商工会女性部連合会副会長）
野村 昭子（岐阜県生活学校連絡協議会副会長）
花井 泰子（消費者ネットワーク岐阜代表）
三輪 やよい（岐阜県地域女性団体協議会理事）

計 10 名

○議題

- (1) 消費生活相談状況報告（平成29年度上半期）
- (2) 岐阜県消費者施策報告（平成29年度実施状況及び平成30年度の重点施策）

○会議録（概要）

事務局	(開会あいさつ)
事務局	第22期審議委員として初めての審議会であることから、委員の互選により会長を選出するものと説明。 大藪委員が選出された。
会長	職務代理者に御子柴委員を指名。 議事録署名人に柏田委員、馬淵委員を指名。
事務局	議題（1）消費生活相談状況報告（平成29年度上半期） （資料に基づき説明）
会長	相談状況の年齢区分について、若年層が29歳以下とのことだが、中学生、高校生等もう少し細かく区分したデータはありますか。
事務局	学生かどうかまで聞き取りできないケースが多いですが、契約者の年齢は聞き取っ

	<p>ているので、把握している範囲である程度は集計できます。</p>
会長	<p>29歳以下には働いている人や学生等様々な人が入ってしまうので、もう少し細かく分かると良いですね。</p>
委員	<p>県内の業者が問題を起こして相談に繋がった事例はありますか。 東京都等の業者による県民の被害は聞くが、県内の業者が原因となっているというケースがどうかは分かるのでしょうか。</p>
事務局	<p>事業者指導係では、P I O-N E Tの情報を常に監視しており、県内に特徴的な会社があれば速やかに指導等を行っています。 ご指摘の通り、大阪府や東京都の業者が岐阜県まで来て不当な勧誘をしているケースが多いです。地元の業者で目立って不当な勧誘をしているケースは、ゼロではないですが、多くないです。</p>
会長	<p>郡上市に行ったときに、架空請求のはがきが集中して届いたという話を聞きました。被害の地域的な傾向や順番はありますか。</p>
事務局	<p>被害の多い少ないについて地域ごとのデータは持っていませんが、一定の時期に特定の地域に一斉にハガキが送られているようであり、少し前は美濃加茂、可児市に集中していました。 架空請求ハガキを送るものが持っていると思われる名簿も古いのか、亡くなっている方宛てに届く場合もあります。</p>
会長	<p>新聞社の方はよく消費者被害の紹介をしているが、どこから情報を入手しているのですか。</p>
委員	<p>県等さまざまな所からいただいています。 相談件数が上半期で6, 101件というのは過去最高ですか。</p>
事務局	<p>過去最高ではないです。件数は年々減ってきています。 一番多かった年は平成16年で、県への相談が約18, 000件ありました。</p>
委員	<p>18, 000件は上半期の数値ですか。</p>
事務局	<p>1年間の、県の窓口の数値です。 今年度の上半期は、県だけでは約2, 700件であり、過去と比較すると減少しています。</p>
委員	<p>それだけ消費者行政が浸透しているということでしょうか。</p>
事務局	<p>件数が減れば良いのかということもあります。 被害に遭ったが相談しない方もいるので、相談件数が減ったから被害が減ったとは必ずしも言えないと思われれます。</p>

委員	<p>まさに、そこだと思います。6,000件の方は相談していますが、陰に隠れて、被害に遭っても相談する事が思い当たらない方もたくさんいらっしゃると思います。</p> <p>数字で語られない部分こそが手の届く行政ではないかと思うので、県の対策について、次の議題でお聞きしたいと思います。</p>
会長	<p>全市町村に相談窓口を設置したことによって市町村窓口への相談が増えて、県の窓口への相談が減ってきています。</p> <p>件数が一番多かった時期に架空請求が多く、架空請求が減ったため全体の件数が減ったと言われているが、最近また増えてきました。</p>
委員	<p>20歳未満の方からの相談件数が、平成28年度上半期には約160件でしたが29年度では約110件と大幅に減少しています。</p> <p>28年度に何か特徴的な出来事がある、それが無くなったから29年度にこのような数値になったというような傾向が分かれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>特別な傾向と言えるかどうかはわかりませんが、他の年代と比べて見ると、若年層は減少している一方で、40歳代以降は増加しています。</p> <p>架空請求の相談が増えている中で、狙われがちな高齢者の相談件数が増えているということもあります。</p> <p>20歳未満の契約では、親御さんからゲームの課金等の相談を受けることも多くありますが、これらの相談件数が減っていることが影響しているのではないかと思います。</p>
会長	<p>平成28年度上半期に何かが多くて、件数が増えたという傾向がある気がしました。</p> <p>高齢者においては架空請求が問題ですが、私の所にもSMSでアマゾンの名乗る業者から送られて来て少しびっくりしました。</p> <p>今はこういったショートメールが多いのではないかと思います。</p>
委員	<p>同じ人が何度も被害に遭ったり相談したりすることはありますか。</p>
事務局	<p>何度も相談される方もいらっしゃいますし、1つの案件で何度もやり取りする方もいらっしゃいます。</p>
委員	<p>この人は狙われやすい、引っかけやすい雰囲気だというような、被害の元になる名簿を業者が持っているという事はあるのでしょうか。</p> <p>狙われやすい人は、人が良いのではないかと思います。岐阜県の人の方が良いと思います。それは良いことですが、詐欺に遭いやすいのではないのでしょうか。</p> <p>私は、話を聞いてしまうと乗ってしまうと思い、変だと思ったら話を聞く前に電話を切るようにしています。</p> <p>知識があっても、話を聞いてしまうと乗ってしまいます。どこかでおかしいと伝えていけたら減るのかなと思います。</p>

事務局	<p>仰る通り、話を聞いてしまうとどうしても相手の口車に乗せられてしまいます。そのため、相談員は「無視をしてください」、「連絡をとらないでください」と助言しています。</p> <p>架空請求のSMS等是不特定多数に送られていると思われませんが、被害に遭いやすい人はそのようなことは分かりません。しかし一度電話やメールで連絡を取ってしまうと、個人情報が伝わることに加え、この人は信じて連絡をしてきたのだと、いわゆるカモリストのようなものに載せられてしまうことに繋がります。</p> <p>相手は騙すプロであり、委員の仰る通り話を聞くと知らぬ間に乗せられてしまうということがあるので、相手にしないようにと必ず助言しています。</p>
委員	<p>相談員という立場から、参考になればと思いお話しします。</p> <p>同じ方がというのは、限られた方のみです。</p> <p>例えばダイレクトメールで「海外宝くじで3億円当たりました」と来て、クレジット番号を入力したり、3,000円振り込んだりと、自分から出してしまっています。そこで当たらなかったのに、何度も支払ってしまうという人がいます。</p> <p>他には、儲かるという情報商材を見て、電話番号を入力してしまう人。被害のリストにあなたの番号が載っていると警察に言われて電話番号を変えたが、また自分から電話をかけてしまうという方もいらっしゃるので、行政としても困っています。</p> <p>ただ、岐阜市には3,300件の相談があるが、そのような人は片手で数えるほどです。他の人は何度もご相談ということはありません。</p> <p>未成年からの相談が減ってきた要因を現場の感覚で申し上げます。</p> <p>ゲームの課金が一時多かったが、各ゲーム会社が、年齢によって購入可能な上限金額を決めているので、ゲームの課金の相談はほとんどなくなりました。</p> <p>また、若年層は、情報を多く得ています。</p> <p>50代60代はSMSが届くとドキドキしているが、若い人たちの架空請求の相談はほとんどなくなりました。彼らはSNSや様々なもので、これは嘘だ、怪しいという情報が瞬時に回ってきて、情報伝達が早いからだと思います。</p> <p>10年ほど前に、そのようなメールが来たらびっくりして真っ青になって飛んできたことが嘘のように感じます。</p> <p>そのようなことがあり、未成年の相談件数が減っているのではないかと感じます。</p>
会長	<p>マルチ商法が多いという話を聞きますが、どのような商品が多いのでしょうか。</p>
事務局	<p>健康食品の相談が多いです。</p>
会長	<p>相談者の契約当事者を圏域別で見ると、岐阜圏域が多いです。</p> <p>これは、岐阜圏域が狙われているから多いのか、すぐ相談に行くから多いのか。逆に他の地区は、騙されていると気が付かずに相談しない、相談に行きにくいということでしょうか。そのあたりが今後分かるとよいと思います。</p> <p>先ほど、29歳以下の区分が細かく分かればとお話ししていたが、小学生の現状をお尋ねしたいと思います。</p>

委員	小学校でこのような被害はあまり聞かないです。小学生は、まだ物を自分で買うことは少なく、親御さんと相談して決める事が多いです。
委員	以前はエステや、下着販売のマルチの相談がありましたが、以前に比べると学生の被害は減っているように感じます。
会長	若年の相談が減っており、その代わり、高齢者の相談がずっと増えています。以前、高齢者の相談が全体に比べて高いと示す推移のグラフを県に出してもらっていました。
委員	以前は、金（きん）はありますかという訪問が来ていました。忙しいからと断っていましたが、最近、着物はどうですかと内容が変わってきました。 着物と言われれば、出してみようかと思ってしまう。 「お母さん、金は無いですか」とハンサムな若い男性が来ると、皆話を聞いてしまいます。
会長	業者は人間の心理を突いてきます。 昨年度に比べて訪問購入が増えているが、着物だと皆数枚は持っているという事だと思います。
委員	最近、東京の消印で、訴訟問題になっているというはがきが来ましたが、覚えがなかったのでもしばらく置いておきました。腹が立ち、嫌な思いをしました。 それが頭の中から離れなくなり、何もしてなくても、そういう物が実際に来るのかと実感しました。 結局はがきは破りましたが、警察に持って行った方が良かったのかと後で思いました。 自分も売る方でもあるが、買うこともあり、嫌な思いをしたこともあります。 ただ、業者の気持ちがなんとなく分かるような気がすることもあります。 電話がかかって来ても、女性の方だと喋ったり、突っ込まれたりするので、最近、 「何もしません」「結構です」と何も話を聞かないようにしています。 消費生活に関わると、なるほどなと思います。 皆さんにも情報を提供したいと思う。
会長	人が良いと引っかかるから、これから悪い人にならないといけないと教えていかないといけないのは、学校教育としてどうなのかとも思います。
事務局	(2) 岐阜県消費者施策報告(平成29年度実施状況及び平成30年度の重点施策) (資料に基づき説明)
会長	小学校に配布した「暮らしの安全ガイドブック」はどれほど認知され、どれほど使われているのでしょうか。
委員	当校にもいただきました。家庭科の専門ではないが、家庭科の授業で使うようにと紹介しています。 授業で全部使うことはなかなかできないですが、修学旅行では実際に自分のおこづ

	<p>かいを使って買い物するので、その前に消費の勉強ということで活用しています。計画をして最後にレシートを全部持ち帰っておこづかい帳を付けて、振り返りをするという学習とドッキングさせながら活用しています。</p> <p>1点質問です。 消費者教育・啓発の現状の部分で、学校の授業で消費者教育を受けたことがあるという回答が27.9%とありますが、これはどのように出した数値ですか。 小中学校では、家庭科の授業で消費の分野を扱っています。子どもたちが授業の中で買い物の授業をしますが、消費者教育という言葉を使って教えていないので、その感覚が無いのかもしれませんが。そのため、この数値は教員を対象に取ったものなのかをお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>こちらは、学校を対象としたアンケート調査の結果です。 消費生活は小学校5年生の家庭科学習指導要領に入っているのですが、基本的に皆様が授業で学習しているはずですが、ご指摘の通り、消費者教育という言葉が分からないためにこのような結果になっていると思います。</p>
会長	<p>今後聞き方を「買い物について勉強したことがありますか」等に変えていくと良いのではないのでしょうか。</p> <p>家庭科で活用しているとお話でしたが、ガイドブック後半の自転車の安全利用の部分を総合学習で使うことはありますか。</p>
委員	<p>交通安全指導は全校一斉に行うので、6年生のみに配布されるガイドブックは使っていません。載っているのので後で見といてと言っています。 活用の中心は、前半の「選ぶ」「買う」「払う」の部分です。 小学生ではまだ悪徳商法まではいけていませんが、中学校に入った時に授業で学ぶので、後に繋がっていくのではないかと思います。</p>
会長	<p>中学校にも持って行って使っていただきたいと思います。 もう1点お聞きしたいです。 暮らしの安全モデル校指定事業の計画の中に、3月に岐阜県小学校家庭科研究会での報告とありますが、こちらについては聞いていますか。</p>
委員	<p>私は参加できませんでしたが、報告はいただきました。 学校での実践内容をグループで交流し、その後全体会にて報告を行いました。</p>
会長	<p>今年度はもう終わっているということですか。</p>
事務局	<p>計画段階では3月と伺っていましたが、実際には2月に開催しました。</p>
委員	<p>紛争処理体制の整備について1点質問です。 苦情処理委員会の開催状況と、貸付制度の利用の実績をお聞きしたいです。</p>

事務局	紛争処理の位置づけで開催した苦情処理委員会は、平成11年度の1件のみです。
会長	ほとんどの県で開催実績が無いので問題になっています。
委員	<p>あり方がどうなのかと思います。</p> <p>もう1点、私は今回消費者ネットワーク岐阜という立場で来ているが、モデル校を作ってもらうように教育委員会や県に働きかけてきたので、今年度から始まったことをありがたく思います。</p> <p>各学校が独自でやっており、広めていくのも大事だと思います。それに関して、多様な担い手と連携すると消費者教育推進法書かれていたと思います。</p> <p>県ではスモールステージということで企業やNACS等の消費者団体の力を借りて学校教育の中での消費者教育をやられていたと思います。</p> <p>また、我々消費者ネットワーク岐阜では岐阜市と一緒に中学のライフマネーという事業をずっとやっており、メンバーの中でも講師を養成してきました。</p> <p>学校の先生がやられることも大事だが、取り組みを広める段階やいろいろな場面で消費者団体や企業等外部を活用していただけるとありがたいです。</p>
事務局	外部との協働では、モデル校事業の中で、県民生活相談センターの相談員に授業で説明していただくという取り組みをしています。仰った通り、モデル校の中で団体や企業の力を活用することも検討していきたいです。
会長	<p>モデル校を作っていただきたいとずっと言っていたので、ありがたいです。なかなか手が挙がらない中で、今年は長良西小、長良中においてやっていただきました。1年目は多分バタバタして校外に広めるところは難しく、校内での取り組みということでしたが、今後は徐々にいろいろな所との連携ができると良いと思います。</p> <p>実施期間が1年間だと少し短くきついですが、複数年できますか。</p>
事務局	基本的には1年事業ですが、翌年また手を挙げていただければ可能です。
会長	1年間で実践して分析、報告まで行うのはなかなかきついかなと思います。
委員	<p>小学校の家庭科を受け持っている立場からお話しします。</p> <p>今年度モデル校を長良西小学校にやっていただきましたが、その前から長良西小学校を中心に消費者生活について勉強してきました。</p> <p>1学校だけではなく、そこでの実践を土台にしながらというのと、小学校家庭科研究会という県の組織が小中を繋いだ5年間のカリキュラムを作り、実践して持ち寄って夏季ゼミ等交流会を行っています。</p> <p>先生方が苦手としてあまり取り組んで来なかった消費者分野についてメスを入れようという事で過去3年間取り組んでいます。今年度も実践発表を行いました。モデル校を作っていただくことはありがたく、そこから広めていきます。</p> <p>県の研究会全体でも研究を進めているので、そこでも関わっていきたいです。</p>

会長	このような取り組みは、学校の中でクローズドになってしまっています。今後学校教育の中でクローズドにならないように、例えば、弁護士会、大学、生活学校等が入っていけると良いかと思えます。
委員	小学校6年生で配布されたガイドブックを持って中学校に行くというお話でしたが、中学校の家庭科の先生には、小学生に配付されていることが伝わっているのでしょうか。知っていれば、家庭科の授業での活用に繋がっていくのかなと思う。
事務局	今年から新たに作成したということもあり、中学校への周知は行っていません。今後、中学校に参考として送ることも検討したいと思います。なお、高校生向け副読本「おっと！落とし穴」は全高校に送る他、中学校にも参考に5部ずつお送りしているので、小学生向けガイドブックについても検討します。
会長	小中学校の連携の中でこのような話は出ていますか。
委員	これについてはまだ出ていません。
会長	ぜひお願いしたいです。今後会議がある時に配付していただければと思います。
事務局	ご連絡いただければ何部でもお送りします。
委員	中学校で使うまでに失くす子もいるかもしれないが、増刷は著作権に抵触するので不可能ですか。
事務局	著作権は全て県にあります。ホームページに公開していますので、印刷して使っていただけます。
委員	それならば、持っていないから授業で使えないということは無いのですね。
事務局	はい。連絡いただければ可能な範囲で提供します。また、小学生向けであるが、特別支援学校から要望があってお送りしたことがあります。可能な範囲で広くお送りしていきます。
会長	高齢者向けのガイドブックはどのように活用されているのでしょうか。
事務局	交通安全指導員による世帯訪問、寸劇の出前講座で配布して啓発を行っています。
会長	こちらはご存じでしたか。
委員	初めて見ました。いただきたいのですが、出前講座等のみの配布でしょうか。
事務局	配っていただける所があれば、お送りします。

委員	<p>高齢者向けに認知症の講座を開催しているので、その時に消費者問題を加えてもらえるようにすると、より広く年配の方に注意喚起できると思います。</p> <p>多くの団体で認知症の方への対応について講座が開かれているが、消費者問題は入っていないような気がします。</p>
会長	<p>高齢者とまとめて言っていますが、認知症の方、障がいを持っている方が狙われています。</p>
委員	<p>高齢者の消費者トラブルが課題であるとのお話があったが、重点施策を見ると、手広く丁寧なきめ細かい施策であるとの実感がありました。</p> <p>今後高齢世帯の割合が増える中、認知症に限らず判断が鈍くなる方が一人で暮らす世帯も増える状況になると思います。また、高齢者向けガイドブックの「まわりの方々による見守り」の中にあるように、誰にも相談しない場合があると思います。その中で、様々な施策をこのような方々にどのように届けていくのかが大事なテーマだと思います。</p> <p>見守りネットワークの構築とあるが、具体的には、どのように能動的な形で把握し、見守りを行っていくのかをお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>福祉分野のネットワークに消費者トラブルの視点を加える形で見守りネットワークを作っていただくよう、市町村に働きかけを行っています。</p>
委員	<p>それが大事だと思います。福祉分野と消費者行政が、縦割りの弊害が無いように、一体化した施策をやっていただくことが今後とても大事であると思いますので、お願いしたいと思います。</p>
委員	<p>昨年度と今年度に、高齢者の見守りの関係で、県内4か所に重点地区が指定されて施策が行われていたと思いますが、その総括が載っていません。</p> <p>平成30年度にその結果がどう反映されているのか継続性についてお尋ねしたいと思います。</p>
事務局	<p>平成27、28年度に市町村をモデル地区に指定して、高齢者の見守りネットワークの構築について事業を行っていただきました。</p> <p>今年度はこれらの活動を踏まえて、実際に見守りネットワークを作ってくださいと、大規模な市町村を中心に個別にお願いをしています。</p> <p>モデル事業は平成28年度で終了しましたが、市町村から要望があれば、補助金を使って行っていただけます。</p>
会長	<p>消費者ネットワーク岐阜の一員として、郡上市の消費生活相談窓口、高齢福祉課に訪問し、意見交換を行いました。</p> <p>その中で、3年ほど前から、市が市内の事業者と協定を結び、高齢者見守りの取り組みをしていただくという取り組みを聞きました。</p> <p>ステッカーを目印として配付して、新聞屋、牛乳屋、電器屋、生協等、高齢者と日常的に触れ合う機会がある事業者が、何か異変を感じたら市に通報するという協定</p>

	<p>です。この取り組みは郡上市で広がっているので、県内でも同様の事業があれば紹介いただきたいですし、県内で広まっていけばよいと思います。</p>
事務局	<p>見守りネットワーク、消費者安全法に基づく安全確保地域協議会を平成28年度に岐阜市で、29年度は大垣市と本巣市で設置しました。</p> <p>これらの地域では、法定協議会を設置して様々な団体と連携していると伺っています。</p>
会長	<p>郡上市は市の中に地域包括センターを持っており、消費者相談窓口と高齢者福祉の分野が連携しています。</p> <p>例えば、社会福祉士、民生委員が高齢者のお宅を訪問した時に布団がたくさんあれば、おかしいのではないかという話を持っていくというような連携がうまくいっています。事業者として郡上市のような取り組みは良いと思います。</p>
委員	<p>事業者のことで1点。</p> <p>1月16日に名古屋市で、適格団体を広めるシンポジウムがありました。その中で、薬袋弁護士から、地域協議会や計画を作るのは行政にとってハードルが高いですが、協議会を作らなくとも事業者と協定を結んでいけば、事業者が見守りの相手先になって見守りをお願いしたり情報をやり取りしたりできるというお話がありました。</p> <p>地域で長くやっていて見守りできそうな業者と協定を結んで、何かあったら通報してくださいというシステムを作れば、協議会や計画を作るハードルを越えなくても現実的に広まっていき、そこから福祉部局とうまく連携が繋がっていくという逆の方法もあるという意見があったので、ご紹介します。</p>
会長	<p>郡上市を訪問したきっかけは、テレビや新聞等のメディアで取り組みを見たことだったので、そういった点でメディアの力は大きいと思います。</p> <p>その取り組みを見に行き、それを広めていくということです。</p> <p>郡上市では、ステッカーも作っていたとのことであるが、消費者ネットワーク岐阜でも作っています。</p> <p>揖斐高校のモデル校事業に研究報告の印刷発送とありますが、どこに向けて発送するのですか。</p>
事務局	<p>計画段階の記載であり、まだ報告書をいただいていません。</p>
会長	<p>平成30年度の事業について、29年度から金額が減ったものは分かりますが、増えたものはありますか。</p>
事務局	<p>「暮らしの安全出前講座」の予算を増額したほか、スマホ対策講座である「高齢者向けスマホ・カレッジ事業」を新規事業として実施します。</p>
会長	<p>相談員の養成について、試験の合格率は全国と同じくらいということですが、全国の合格率とは、他県の養成講座の合格率ですか。</p>

事務局	試験自体の合格率です。
会長	他県で同様の講座を開催している所はありますか。
事務局	他県でも同様の講座を開いています。 消費者庁の交付金を10分の10で活用して実施している事業であり、相談員を養成しよう、資格取得の割合を増やそうという国の施策として進めているので、他県も同様に行っています。
会長	講座受講者は全員試験を受験しなければいけませんか。
事務局	受験料が約15,000円と高額なこともあり、受験しない方もいるが、申し込みの時点で、必ず受験するようお願いしています。
会長	途中でやめてしまう人もいるのでしょうか。
事務局	います。 法律の細かい勉強が必要なため、脱落していく方もいらっしゃいます。
委員	年齢制限はありますか。
事務局	ありません。
会長	平成30年度の事業としてはスマホカレッジが新しい事業ということですね。
委員	一人でも消費者被害のないようにと思っています。
委員	福祉推進、見守りネットワークに関わっているが、縦割りではなく、横の連携が大切であり、福祉と消費者の部局が一緒になっていけるといいなと思います。
会長	昨年10月、内閣府の依頼で消費者教育シンポジウム in 岐阜を開催しました。 その時、郡上市の話聞いて福祉部局に参加を依頼しましたが、高齢福祉だからと断られ、何度も依頼して出席してもらいました。縦割りのものが出て出にくい等あったかもしれませんが、最終的に高齢福祉課と消費者行政担当含め全員に参加してもらえたのが良かったです。今後そのようなこと市町村にやっていただきたいと思っています。 学校教育では、小学校と中学校の連携です。中学校から高校の連携では、おっと！落とし穴は歴史があり、毎年新しく作って全員に配付しています。 配付が3月だと埋もれてしまいます。
委員	遅いと授業で終わってしまっても使えないので、配布は早いと良いです。

会長	何月くらいが良いですか。
委員	1学期半ば、夏休み前にいただけると、夏休みに向けてなど、さまざまな場面で使えます。
事務局	今年度は11月にお送りしたが、早く送ることを検討します。
委員	3月よりは4、5月の方が、これを使ってやっていこうとなります。
会長	年度内に予算を執行するので難しい所ではあります。 小学生に教えたことを、おじいさん、おばあさんに伝えてねと言うと、小学生がおじいさん、おばあさんを見守ろうという事に繋がります。 自分だけでなく、自分のおじいさん、おばあさんが被害に遭うと困るので、皆積極的にやります。 このような世代間連携をぜひやっていただきたいです。こういう被害に遭っていないかと尋ねるのも1つかなと思います。
事務局	小学生向けガイドブック15ページ目では高齢者の振り込め詐欺について、小学生も見守ってくださいという記載があります。
会長	大学生もそのような視点で話すと、真剣に聞いてくれます。 自分には関係ないと思うのではなく、気を付けて見てみようという事に繋がります。
会長	議事は以上でございます。 進行を事務局にお返しします。
事務局	ありがとうございました。 委員の皆様におかれましても、多数のご意見をいただきまして、ありがとうございました。 これにて本日の日程はすべて終了いたしました。